

平成 2 7 事業年度

業 務 実 績 評 価 書

(独立行政法人労働者健康福祉機構)

独立行政法人労働者健康安全機構

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 27 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 26～30 年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	労働基準局	担当課、責任者	計画課 課長 富田 望
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 玉川 淳
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 ※過年度の総合評価は別添「総合評価」の算出方法により算出願います。				
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
		B				
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で 特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した 課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	研究所の業務との一体的実施		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（平成 25 年 12 月 20 日行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会） 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定、平成 27 年 4 月 24 日成立、平成 27 年 5 月 7 日公布） 独立行政法人にかかる改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成 27 年 4 月 23 日参議院厚生労働委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号 労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 業務方法書第 4 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」・難易度：「高」 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジングな取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間 間平均値等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
								予算額（千円）	－	－			
								決算額（千円）	－	－			
								経常費用（千円）	－	－			
								経常利益（千円）	－	－			
								行政サービス 実施コスト（千円）	－	－			
								従事人員数（人）	－	－			

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

||
||
||

				止策として平成 26 年度に改正した事項を、規程等に則した具体的な取組により、遵守、徹底しているが、この取組を継続的なものとするため、本部等で行われる各種会議や集合研修等で引き続き周知を図るとともに、毎年 6 月第 2 週をコンプライアンス強化週間と定めて、全施設において毎年度計画的にコンプライアンスに関連する研修会や講演会等を行い、全職員のコンプライアンス意識の充実と向上を図る仕組みの一つとしている（法令の遵守については、項目別評定調書№.4－1 にて詳述する。）。 ・労災病院ならではの臨床評価指標については、本部に設けられた医療の質の評価等に関する検討委員会において、①労災病院特有のものとして加えるべき項目、②既存の指標の見直し、③労災病院特有のもの以外で新たに加える項目、④その他の意見と 4 つの項目について検討を開始し、平成 28 年度中には総合的な結論を出すこととした。 「業績評価委員会」における業績評価の結果及び評価の際に指摘された事項の改善策については、ホームページで公表した。		
		（２）事業実績の公表等 毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。		3 事業実績の公表 各事業の業務実績はホームページで公表するとともに、当該サイト内に「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」のページを設け、国民等から広く意見を聴取する窓口を設けている。		

4. その他参考情報
特になし

		6 日内閣総理大臣決定）を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を開催し、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させる。	委員会医学研究評価部会を開催し、その評価結果を研究計画の改善に反映させる。				
--	--	--	---------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

		オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。	オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。		オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し医療面に関する協力を行った。 具体的には、 ・「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」については、17名の患者に対し当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。 ・うつ病等の精神疾患に罹患した患者が職場復帰できるよう労災病院と地域障害者職業センターとの打合会を3回実施した。		
--	--	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

